平成29年11月定例会 次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会(事前) 平成29年11月22日(水) 〔委員会の概要〕

杉本委員長

ただいまから,次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(資料①)

【報告事項】

- ○とくしま高齢者いきいきプラン(素案)について(資料②③)
- ○徳島県青少年センターに係る指定管理候補者の選定結果について(資料④)

木下保健福祉部長

保健福祉部から、一点御報告をさせていただきます。資料1-1, 1-2をお願いします。とくしま高齢者いきいきプラン(素案)についてでございます。1-1については、概要版として取りまとめたもの、1-2については、素案の全体版となっております。

資料1-1の概要版にて御説明させていただきます。

計画策定の主旨ですが、本プランは、老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に 基づく介護保険事業支援計画を一体のものとして策定し、高齢者保健福祉圏を設定し、市 町村の計画との整合性を図りながら、圏域ごとの介護サービス見込量や施設整備等の定員 総数を定めるとともに、高齢者保健福祉に係る各種施策の推進方策を示すものであります。

3の基本理念を、「地域を支える高齢者から拡がる "笑顔あふれるとくしま"の実現」とし、基本理念の実現に向け、4に記載のとおり、重点戦略及び推進方策を定めております。地域包括ケアシステムの構築に向けて、I 笑顔あふれる "いきがい"づくり、II元気で生涯活躍の地域づくり、III安心の介護サービス体制づくりの三つの重点戦略を掲げますとともに、それぞれの重点戦略ごとにその推進方策を記載しております。今後、県議会での御論議をはじめパブリックコメントも経まして、今年度中の計画策定に向け作業を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

田尾県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会 説明資料を基に、11月定例県議会に提案を予定しております県民環境部の案件について、 御説明を申し上げます。

今回,御審議いただきます案件は,債務負担行為並びにその他の議案等といたしまして, 指定管理者の指定についてでございます。

説明資料の1ページをお開きください。まず、債務負担行為についてでございます。次世代育成・青少年課で所管しております徳島県青少年センターに係る指定管理者の指定につきましては、後ほど御説明させていただきますが、当施設に係る指定管理者との管理運営協定におきまして、平成30年度から平成34年度にかけ、4億3,542万6,000円を上限とする債務負担行為限度額の設定をお願いするものでございます。

2ページをお開きください。次に、その他の議案等の(1)指定管理者の指定について でございます。次世代育成・青少年課所管の徳島県青少年センターに係る指定管理者の指 定につきまして、議決をお願いするものでございます。

県民環境部におきましては、徳島県青少年センターにふさわしい指定管理者を選定すべく、去る7月24日に、募集要項等の配布を開始して以降、現地説明会の開催をはじめ、必要な手続きを進めてまいりましたところ、2団体から申請がありました。10月13日には、各団体から提出された事業計画書などの応募書類を基に、指定管理候補者選定委員会において審査いただき、その後、当選定委員会から県に対し指定管理候補者選定結果報告書が提出されたところであります。

この選定結果を踏まえ、このたび徳島県青少年センターの指定管理者として、平成30年 4月1日から平成35年3月31日までの5か年間、徳島県青少年センター共同事業体を指定 しようとするものでございます。

なお、お手元に配付しております資料 2 、徳島県青少年センターに係る指定管理候補者 の選定結果について、に選定理由等を記載しておりますので、御参照ください。

以上が、今議会に提出を予定している案件でございます。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

杉本委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に 関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申し合わせがなされておりますので、 御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

達田委員

ただいま、御説明いただきました指定管理者に関してお伺いをします。今後5年間、徳島県青少年センター共同事業体ということになっております。これまでどのような実績を上げてこられたのかという点で、まず一つは青少年センターの利用人数がどういうふうに推移しているのか、また、特にこれといった特色のある活動というのをされておりましたら、こういうことをしていますよというのを具体例を挙げていただけたらと思います。それと指定管理料が提案額、基準額となっていますが、これはどういうふうにして決められるのかお伺いします。

中川次世代育成 · 青少年課長

ただいま、青少年センターの指定管理についての幾つかの御質問を頂いております。まず、利用状況についての御質問があったかと思いますが、今回の青少年センターの指定管理者の運営した期間というのが、平成22年から平成29年までということですが、そのうち平成22年から平成28年までの数字があります。今はまだ今年の分の最終は出ておりませんが、おおむね20万人前後ということで推移しているというような状況でございます。

それから、どのような運営を行ってきたかということですけれども、特色あると申しますと、例えば、1階のレストランについても、自ら業者を選んできて運営を行ったり、様々な要望を聞く中で、例えば、銀行のATMを設置したりとか、そういった利便性を高めるような取組を行っていますし、基本的に講座というような形で利用者の増加につながるような取組は、継続して行ってきているところでございます。

基準額の算定でございますけれども、基準額につきましては、現在の指定管理をしている実績を踏まえて算定しております。ただ、今回の指定管理につきましては、PFI事業ということで耐震改修と大規模修繕部分がございますので、そういうのを除いた通常の運営費を基に積算をしているというところでございます。

達田委員

基準額、提案額というのはどちらをお支払いすることになるのですか。

中川次世代育成・青少年課長

お支払いする額というのは、提案額ということで基準額というのは、我々としては、これぐらいを上限として設定してくださいというイメージで持っている額でございます。

達田委員

ここで働いておられる職員さんの数が少なくなるとか、何か経費を節減するというよう な工夫があるという提案がされて、こういうふうな額になっているということでよろしい でしょうか。

中川次世代育成 · 青少年課長

今回の提案につきましては、運営面での経費縮減というようなところは、もちろん提案はございますけれども、人件費等につきましては、我々がもともと、今回の提案に当たりまして、こういうことは守っていただきたいというようなことをお示ししている要求水準書というのがございまして、その中には労働基準法をはじめとする労働関係法令というのは、遵守してくださいというようなことでお示ししておりますので、そういった点については、必要以上の賃金の削減等は行われないようにということで提案は頂いておりますし、今後、そういった形でチェックは掛けてまいりたいと考えております。

達田委員

今現在は何名働いておられるのでしょうか。それから今後も、何名でいくという計画な のでしょうか。

杉本委員長

小休します。(10時45分)

杉本委員長

再開します。(10時46分)

中川次世代育成・青少年課長

今のスタッフの人数と新たに来年度以降の今回の提案分ということでございますが、現在、働いている職員ということで申し上げますと、正規職員7名と臨時職員11名ということで18名のスタッフになっております。今回、新たな提案につきましては、正規職員11名、パート14名ということで25名ということでの提案となっております。

達田委員

先ほどお尋ねいたしましたのは、職員さんの待遇が悪くなったりして経費を削減するということがあってはならないというような意味で、お尋ねしたのです。新規正規職員さんを増やす、パートさんも増やすということになって提案額が前より少ないわけですから、職員さんたちの待遇が今よりも悪くなってしまうということは絶対にないと言えるわけでしょうか。

中川次世代育成 · 青少年課長

細かな給与の額について全て把握しているわけではございませんけれども、先ほども申し上げましたとおり、労働基準法関係をはじめ労働関係法令の遵守ということをうたっておりますので、不当に安い賃金にならないようにということで、今後もチェックをしていきたいというふうに考えております。

達田委員

私もいろいろな会合とか、そういうところでこの施設を利用させていただいておりますので、非常に清潔に保たれて活用もしやすいというところもよく存じておりますけれども、やはり、そこで働いている方にそのしわ寄せがいってしまうような状態ではいけないと思います。そのようなことがないように、是非していただきたいです。

こういうふうに指定管理者を決めるに当たって、こと細かくどういうふうにして決まっていったのかという経過が議会にも分からないし、このお金の範囲内でどういうふうに運用されていったのかということも私たちも知ることができないわけですけれども、ホームページで出ているかどうか、これまでの運用の経過、実績とそれから決まっていった経過というのが詳しく見られるページというのは、あるのでしょうか。

中川次世代育成 · 青少年課長

まず選定の手順をどのようにということでございますが、今日の資料の2の2ページに 書かせていただいておりますけれども、こういった形で、7月に第1回の選定委員会を開 催する中で、選定の手法等について、まず、委員会のほうで決めていただいております。

それから7月24日に募集を開始いたしまして、その後、こういった形で現地説明会、そして、募集要項の配布というような形で手順を踏まえておりまして、先ほど、部長から御報告させていただきましたとおり、第2回目の選定委員会というところで具体の内容について審査を行いまして、候補者ということで選定を行ったということでございます。

達田委員

これを見れば分かるんですけれども、書類審査であるとか、提案説明であるとか、指定管理候補者の選定に当たると書かれておりますけれども、それぞれどういう意見が出たのか、あるいは総合得点というのがあって、多分、100点満点だと思うのですけれども、総合得点の得点を出すそれぞれ項目があると思うのですが、そのそれぞれが何点だったというのは、どこで分かるのでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

審査の具体の点数の採点内容については、審査の内容にわたることでございますので、これについては御答弁は控えさせていただきますが、どういった視点で審査を行ったかということについて御説明をさせていただきます。審査委員会におきましては、申請者のから提出いただいております事業計画書の内容につきまして、最初にプレゼンを行った後、質疑ということで、それぞれ行ったわけでございますが、視点といたしましては、住民の平等な利用を確保することができるものであること、あるいは、施設の設置目的を効果的に達成するとともに、その適正な管理が図られるものであること、業務を安定して行うことができる財政的基盤および組織体制を有すること、それから、地域との連携や安全管理、環境への配慮がなされること、といったような基準によりまして総合的に審査を行ったところでございます。

達田委員

指定管理制度が始まって何年かになりますけれども、これまで県が直営でやってきたものが指定管理者、あるいは、委託していたものが指定管理者となるというようなことになると、やはり、中のいろいろな詳細が議会にも知らされない。県民にも分かりにくくなってしまうのではないかとか、あるいは、職員さんの待遇が今よりも悪くなってしまうのではないかとか、そういうことが心配されました。そういうことがないようにするということで、一番最初、当初は非常に詳しくホームページにも出されていて得点配分につきましても、こういう項目によってこういう点数が出ましたというのが、ホームページでも見られた施設があったのですが、今はもうそういうのがなくなって、どういうふうな経過で決まっていったのかなあと、この得点はどうやって出たのかなあというのがもう分からないわけです。やはり、決まっていった経過というのが県民にオープンになっていないということで、おかしいなあということが言えるわけだと思うんですけれども、やはり、オープンにしていただきたいというのが第一です。

そして今,これ二つの団体ですよね。なかなかこの指定管理者を募集しても全く1社だけしか集まらないとか,そういうのもありますし,この青少年センターに関しては二つということで,いくら競争原理と言われても,どういうふうに検討をしているのかというのも,それも本当に目に見えにくいということが言えると思います。それで,もっと分かりやすい選定の結果,選定の過程というのが分かるようにしていただきたいというのを是非お願いしたいと思うんですけれども,工夫する予定というのはないのでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

もう少し詳細に審査の内容について、つまびらかにということでございますけれども、 この指定管理審査に係る運用全般、制度設計に関わる部分になってございますので、この 点については、全体として同じようなルールで進めているところでございますので、その 辺につきましては、担当部局のほうに御意見をお伝えしておきたいと考えております。

達田委員

担当部局はどこですか。

中川次世代育成・青少年課長

指定管理の選定の方法をはじめ、指定管理の期間を例えば、今だったら5年にしているのですけれども、そういった大枠のルールというのを県庁全体で定めた上で、それぞれの担当課のほうで審査等を進めているということでございますので、全体のルール、枠組みを定めているということで、組織で申し上げますと人事課の行政改革室になってこようかと思います。

達田委員

指定管理制度について昨日も、いろいろ御意見もあったのですが、3年の所があり、5年の所がありと、いろいろ分かりにくいというようなことで、どういうふうに決めているのか、というような御意見もありました。それで施設によって機能も全部、違うわけですからその機能によって、そういうふうな仕事をしていただくと、機能内容も違うわけですから、こういうふうにしてやりました、こういう基準ですよというのが、県民に分かるように、分かりやすい資料をもうちょっと詳しく出せるように、是非お願いしておきたいと思います。

今回これで決まってしまったということで, もし, 追加して資料が出せるのであれば, 是非, 出して公表していただきたいと思いますので, よろしくお願いいたします。

それともう一点ですけれども、今御説明していただきました、とくしま高齢者いきいきプランで平成30年から平成32年度の3年間、計画期間がございますが、これが $I \cdot II \cdot III$ と重点戦略及び推進方策というのがありますが、今回IとIIに関連してお尋ねしますが、今、高齢者と言いましても今まで80年時代と言われておりましたのが、人生100年時代を迎えるというようなことで非常に長寿社会になってきたわけです。そういう中で高齢者が生き生きできるというためには健康で長生きをするというのが一番大事だと思うんですけれども、今は長野県が日本全国で一番長寿県と言われております。そういった長寿県に学

んで、健康生き生きの方が多い県に学んで、どういうふうにしたら徳島県も長寿日本一に 近づいていけるのかと、そういうようなところから是非、入っていただけたらと思うんで す。高齢者像の転換とかそういったことも見せていただいても元気な生き生きとしたとい うのは、どこでも掲げているんですけれども、どういうふうにして、生き生きさせていく のか、一人一人の自覚を持ってしていくのかという点で分かりにくいという点があるんで すけれども、それはどのようにお考えなのでしょうか。

山上長寿いきがい課長

今,達田委員からとくしま高齢者いきいきプランの素案につきましての御質問を頂きました。この素案につきましては,先ほど木下部長からも説明しましたとおり,老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業支援計画,これを一体のものとして策定してあるものでございますけれども,計画の基本理念につきましては,「地域を支える高齢者から拡がる"笑顔あふれるとくしま"の実現」としているところでございまして,高齢者を支えられる側とするこれまでのイメージの転換を図って,地域を支える新たな担い手として生涯現役で御活躍いただくとともに,全国に先駆けた地域包括ケアシステムの2020年度を目処とした構築等によりまして,高齢者が生き生きと暮らして笑顔あふれる長寿社会の実現,これを県として進めてまいりたいと考えておるところでございます。

達田委員

医療・介護につきましては、付託委員会で改めてお尋ねしたいと思ってるんですけれども、基本となるところでやはり、元気でないと社会に貢献もできないわけですから、皆が元気でいられるように、例えば、長野県の事例を出しますと、まず、一番最初、食生活を見直して、塩分の摂り過ぎを防ぎましょうということから始めて、いろいろ県も市町村も力を合わせて、食生活改善運動というのをやっていったということが言われておりました。もう一つは、今、徳島県もやっとやり始めましたけれども、地域地域の公民館等によって、健康のためにいろいろ、サークルとかそういう所に力を入れて、体操をやるとかいろいろ趣味のサークルを支援してみんなが集まれる場を作っていった。それから高齢者の健診の体制というのも非常に充実させていったというようなことが何点か言われておりましたけども、やはり、食生活とか健診とか生きがいづくりとかそういう点で地道に取り組んでいく、取り組みやすいところから取り組んでいくというのが、あまりお金もかからないと思うんです。重病になってしまいますと、お金もかかりますので、そういったところから力を入れていくべきではないかと、Iに関して、そう思うんですけども、その点、徳島県の取組というのは、今までどうだったのか、これからどのようにされていこうとしているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

山上長寿いきがい課長

「笑顔あふれる"いきがい"づくり」ということで重点戦略を示させていただきましたけれども、その中の推進方策の大きな柱といたしまして、2の「健康づくり・介護予防の推進」でありますとか、3の「いきがいづくり・社会参加の推進」というところで書かせていただいているところでございます。まず、「健康づくり・介護予防の推進」におきま

しては、それぞれ生活習慣病対策なりを含めて、健康寿命の延伸に向けた取組であるとか、あるいは53ページにおきましては、地域での介護予防でございますけれども、これについては、市町村のほうを中心に今現在、行っていただいておりますので、市町村に対する支援でございますとか、そういった方策について書かせていただいてるところでございます。また、生きがいづくりにつきましても、次の3のところで、書かせていただいているところでございまして、そうした高齢者の方の社会参加とかを含めて、記載させていただいております。これをもって、また、高齢者の方が健康で長生きできるような、そういうような計画にしたいと考えております。

達田委員

常々言われております健康寿命を伸ばしましょうということで、介護の世話にもならないし、医療のお世話にもあまりならない状態で元気に過ごすということが、本当に皆望むところなんです。やはり、何かあった時にはそういう所が充実して、安心して医療や介護が受けられる状態というのが必要なんですが、それまでの状態、元気な時期を延ばす、健康寿命というのを伸ばすというのが、一番大事なことではないかと思います。そして先ほどの例ですけども、やはり、普段からの食生活とか、生きがいづくりとか、健診をきめ細かく充実させていったということで、医療費そのものを低くできたというような効果が現れているということを聞いておりますので、手厚い介護は必要ですけれども、介護を受けないといけないようなところまでいくと、介護も医療もお金もかかりますので、前半のところに力を入れる、それにならないためにどうするかという対策をしっかりと立てていくことが必要だと思います。国の施策を見ましても要介護1、2の方は施設になかなか入れませんということで、だんだんレベルを下げているわけです。それでは、ちょっとだめだと思うわけなんですけれども、やはり、私たち自身も健康でいられる、そのための支援を県や市町村がしっかりとやっていくという両面が必要だと思います。その点、今後ともお願いなり、提言なりさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

岩佐委員

座間で起きました9人殺害事件ということに関連をして質問します。本当にひどい事件であって、9人が被害者となったのですが、その被害者と加害者の接点というのが、自殺サイトをツイッターを通して知り合ってそれが結びついたということなんです。今、いろいろな掲示板であったりとか、ツイッターの中でこういう自殺に限らないとは思うんですけれども、いろいろな書き込みがあると思うんです。これまでも県警としては、いろいろなサイバーパトロールというのは行ってきているとは思うんですけれども、今回のこういう悲惨な事件が起きて、特にこういう自殺サイトであったりとか、そういうことに対してのチェックについて、今の現状というのを教えていただきたいと思います。

井形少年女性安全対策課長

インターネット上に自殺願望のある人の投稿件数を把握しているかということでありますが、警察ではインターネット上の有害情報などを把握するためにサイバー犯罪対策室などがサイバーパトロールを行っておりますが、自殺願望者に関する統計は持ち合わせては

おりません。しかし、警察が自殺願望のある人の投稿を把握した場合、その内容などから 自殺の危険性が高く、緊急に対処すべきと判断される場合には、プロバイダーなどに対す る発信者情報の開示要請を迅速に実施して、発信者を特定するなどして、自殺願望者の保 護に努めているところです。

岩佐委員

今のところ自殺願望ということについては、チェックはまだ十分ということではないんですけれども、その他これまでの取組として事件性につながるようなものとしては、どのようなものをチェックをされているのでしょうか。

井形少年女性安全対策課長

インターネット上には、児童ポルノとか規制薬物の広告に関する情報などの、違法情報とか、直ちに違法とは評価されませんが、爆発物の製造方法に関するもの、複数の有害情報が掲載されておりまして、それに対するパトロール、有害情報の確認を実施しているというような状況であります。

岩佐委員

かなり事件性につながるような形でないと対応も難しいのかなとは思うんですけども、 今回、自殺願望のあるサイトということで、それに加えて、ちょっと現状だけ聞かせてい ただきたいんです。自殺願望がある、そこにつながっていくという意味で、やはり、イン ターネット上でのいじめであったりとか、学校等の裏サイトというのもあると思うのです が、そういうことに対しても、県警としてチェックはまだ、十分には行われてはいないの でしょうか。

井形少年女性安全対策課長

いじめの書き込みについて把握をしているか、ということですが、警察ではサイバーパトロールなどによって検索はしていますが、いじめの書き込みについては、把握している統計は持ち合わせておりません。ただ、警察には総合相談とか、いじめホットラインなどの各種相談があります。その中でインターネットの交流サイト、ツイッターとかラインを利用したいじめ事案というものの相談があります。交流サイトを利用したいじめの事案は、平成28年中いじめ事案は38件ありますが、そのうち7件が交流サイトを利用したいじめの関係になります。本年、10月末現在においては、いじめ事案22件中、3件を把握している状況であります。

前田いじめ問題等対策室長

ただいまのいじめの事案についてでございますが、各学校では、いじめの積極的な認知に努めるとともに、ネットパトロール等の情報に基づき迅速に対応をしております。県教育委員会といたしましては、今後とも児童・生徒・保護者にSNSの危険性を周知する中で、ネットパトロールや相談電話等を含めた関係機関との連携、情報共有から児童生徒の悩みやトラブルについての早期把握、対応に努めてまいりたいと考えております。

岩佐委員

教育委員会の側にも聞いてみようと思ったのですが、お答えを頂きました。やはり、特にスマホであったり、インターネットの利用というのが、いじめ等にもつながり、それが最悪の場合は自殺等にもつながっていくと思うんです。高校生とか中学生・小学生等のスマホとかの利用率というのを、もし持ち合わせていたら教えていただけますか。

前田いじめ問題等対策室長

教育委員会では、スマホの所持率につきまして、抽出でございますが毎年度調査をしております。本年度につきましては、小学生で55.2パーセント、中学生で69.0パーセント、高校生で98.3パーセントとなっております。いずれの校種につきましても増加をしており、特に本年度は、中学校の増加が6パーセント程度となっております。

岩佐委員

もう高校生では、ほとんど100パーセントに近い高校生が利用している。また、小中でも、かなりその利用率が増えてきているということで、今お話いただいたように、これまでも利用の仕方であったりとか、危険性ということは多分、認識をされて取り組んでいると思うんですけれども、今後更にまた、利用率が高まっていくということもあって、教育委員会としてスマホの利用ということに関して何か、更に取り組もうということは考えていらっしゃいますか。

前田いじめ問題等対策室長

これからの対策ということで御質問を頂きました。今回の神奈川県の事案に関しましても、このSNSを悪用した、大人でも見抜けない、巧妙な誘いに応じたこと、あるいは命に関わる深刻な悩みを身近な人に相談せず、相手が見えないネットの中に相談したことなどが一因と考えられると認識しております。こうした被害から児童生徒を守るための対策は重要であると考えております。

県教育委員会では、このSNSに関しましてネットいじめトラブル防止啓発資料により、 犯罪に巻き込まれる危険性やネットで知り合った人とは絶対に会わないこと、また、トラ ブルに巻き込まれたら、すぐに保護者や学校に相談することなどを指導徹底していったと ころでございます。本年9月にも、携帯電話に関する指導についての通知を発出し、フィ ルタリングの設定や家庭のルールづくりについてを含め、児童生徒が携帯電話やインター ネットを主体的に安全かつ適切に利用できるよう、周知しております。

また、この凶悪な事件を受けまして、直ちに凶悪な犯罪から児童生徒を守るための安全確保についての通知を出し、SNSやインターネットの安全使用も含め、児童生徒の安全確保に関し注意喚起を図ったところでございます。特に、相談窓口の周知でありますとか、そういった取組の中で、今後、深刻化するSNSの事案について対応するとともに、スクールカウンセラー等専門家との協同の中で子供たちが、いつでも安心に相談ができる、身近に相談できるという体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

岩佐委員

ネット利用だけじゃなくて身近な相談体制ということであろうかと思います。 6 月の質問の中でもスクールカウンセラーであったり、ソーシャルワーカーの充実というような話もさせていただいたんですけども、ツイッターとか、自殺願望があるというだけではなくて、誰かに相談に乗ってほしいという、救いといいますか、それを求めて書き込んだという方もいるのかなと。そういう相談、誰かに話を聞いてほしいという方というのは、たくさんいるかと思います。

質問の中で、スクールカウンセラーであったりとか、ソーシャルワーカーの人材増員であったりとか、人員の適切な配置等というようなこともさせてもらって、増員はしていくということなんですけども、やはり、まだまだ、気軽に相談できないのかなあと、そういう方がいるというのがあまり周知できてないのかというのを、実は昨日もPTAの中でそんな話をしていたところなので、適切な人員配置であったりとか、人材育成というのを更に力を入れていただきたいというふうに、まずは、この場では要望して終ります。

それともう一点,県南,これは,私の身近な所で最近,特に不審者情報というのがかなり増えてきています。それで阿南管内でも,被害に遭われた中学生もいらっしゃいます。つきまといというような形でかなり情報があるのですけれども,警察として不審者情報を把握している件数,例えば,この何年かの推移という数値があれば教えていただけますか。

井形少年女性安全対策課長

警察では子供や女性を対象とした性犯罪等の前兆と見られる声掛けとか、つきまとい、 盗撮などを脅威事案として不審者情報で捉えております。過去3年間の認知件数ですが、 平成26年中が633件、平成27年中が609件、平成28年中が577件となっておりまして、本年 におきましては、10月末現在506件、平成26年からだんだん減ってきておりますが、今年 は、前年同期比でプラス28件となっております。

岩佐委員

若干、減少傾向にはあるという中で、今年に関しては若干プラスであるということなんですけども、私も小学生の子供がいるので、小学校であれば、いろいろなメールというか、まちcomiメールというので不審者情報というのが、多分入ってくるので、阿南管内で例えば、隣の中学校付近でという形で不審者情報が入ってくるんです。けれども、これも学校によって対応が多分、まちまちで、中学校に聞いたら、そういうメールでの配信をしませんよと、それは子供に対して、そういう不審者情報があるということを周知して対応しているということなんです。教育委員会としては、そういう不審者情報の共有について、各学校ごとの対応というのは、学校に任せているのでしょうか。

前田いじめ問題等対策室長

不審者の情報共有につきまして、岩佐委員から御質問を頂きました。県教育委員会といたしましては、特に長期休業中における生徒の指導につきまして、具体的な指導項目の中で年間3回、不審者や不審者電話に関しての指導を徹底し、またさらに、日常的な指導を依頼しております。そういった中で情報共有あるいは、児童生徒や保護者に対して情報提

供については、徹底するような形の指導を行っております。また、児童生徒には、危険の 予測、助けの求め方、警察等への通報等を繰り返し指導をしているところでございます。

岩佐委員

基本的にはやはり、子供自身、自分自身の身を守ることの大切さというんですか、声を出したりとか対応も必要だと思いますし、親であったり、地域全体が情報共有することも大切と思っております。その中で件数が若干、減ってきたというところもあるんですけども、やはり、警察としても見回りパトロールというのも多分、していただいていますが、それ以上に、いろいろなボランティア団体、スクールガードさんであったり、地元であれば自警団というのがあったりするのですけども、そういうボランティアのグループの見守りというのも、多分大きな力になっているのではないかと思います。そういった見守りということでボランティア団体との今後の連携というのは、どのように考えていらっしゃいますか。

井形少年女性安全対策課長

ボランティアとの連携をどのように今後していくかというようなことでありますが、警察におきましては、現在、不審者情報を認知すれば、情報収集分析をして行為者を割り出して、重大事案に発展する前に、検挙又は指導警告などの措置を取ったり、先制予防活動を推進しているところです。さらに安心メールとか、SNSを通じて不審者に関する情報発信をして警戒を呼び掛けているところであります。今後、地域ボランティアとの連携ということですが、現在、青色パトロール、青パトを運用して警戒をしておりますし、各防犯少年の団体があります。その団体と常に会議では本部からのサポートセンターとか補導員とか一緒におりますので、その者を中心としてサポートし、一緒になって補導活動などもやっておりますので、今後とも、それらの活動を強めていきたい、連携していきたいと考えております。

岩佐委員

警察の方も本当に御努力いただいていますが、やはり、今もお話があったように地元の方というのが、いろいろな地形的なことも全部含めて、よく知られていると思うので、そういった方々としっかりと情報共有をして事件につながらないような、そういう取組をしっかりと進めて、また、学校現場としても、子供たちがとにかく自分で自分の身をまず、しっかり守れるように指導いただいて、事件に発展しないようにそういう体制を作っていただきたいということを要望して終わります。

川端委員

今日頂いた資料の内容を少し教えていただきたいと思います。とくしま高齢者いきいきプランの内容でありますが、この23ページを見ましたら、各東部・南部・西部それぞれの要介護の要支援から要介護5までありますが、支援、要介護の状況が示されております。これを見ますと西部1というエリアは要支援の割合が他の地域よりも高い。つまり要介護の方の割合が少ない。そんな特徴があるようですが、これは、要支援で食い止めておると

いうふうなことだと思いますが、何か要因があるのでしょうか。

山上長寿いきがい課長

この23ページの表について御質問を頂きました。実際のところで要支援と要介護,どのような要因でこうした違いが出てきているのかというところまでは把握はしておりませんが,ただ,一般論というか私がこれまで読ませていただいた本なりを見ますと,山間部の方でございますと,いつも日頃から例えば,山を歩いているとかいうようなことで,足腰が強いとかいったようなお話は聞いておりますけれども,この場合,実際に徳島県においてはどうなのかというところまでは,申し訳ございません。把握しておりません。

川端委員

これを是非, 1回調査してみて, 要支援で食い止められる何か一つの特徴でも見つかれば, これを県下に広げていくと, 要介護にならず, そのうち要介護にはなるんでしょうけれども, できるだけ要支援で抑えていくという取組にひょっとするとつながるのかなあというふうに感じますので, また, 1回検討いただきたいと思います。

それと133ページに、介護助手制度というのが始まるというのがあります。134ページを 見ましたら、介護助手のイメージというのが載っていまして、これまでは、介護職という のは、介護支援専門員のようないわゆる資格を取って、そして介護の現場で支援するとい うことだったのですが、この介護助手という資格はどんな資格なのでしょうか。これまで の支援する方と助手は違うんでしょうか。

廣瀬いきがい・とくしま回帰担当室長

さきの9月議会の付託委員会で、達田委員の御質問にもお答えしたのですが、介護助手につきましては、特段の資格をお持ちの方というふうなことにはしておりません。元々介護助手は今年度、特別養護老人ホームと介護老人保健施設、12施設で高齢者の方に勤務していただいているのですけれども、介護現場そのものに入るに当たって、何か資格がないと介護ができないというわけではなく、ただ、それぞれ介護福祉士の資格をお持ちの方が、多数いらっしゃると施設のほうにとっては加算制度が受けられるとか、そういうことがあるんですけれども、元々資格を必要とされていません。この介護助手につきましては、人材が不足している介護現場におきまして、高齢者の方に新たな担い手として加わっていただいて、身体介護とかそういう専門性の高いものが求められるもの以外の介護の周辺業務ですね、食事の下膳とか、清掃とか話し相手、見守りとか、そういったことを切り分けまして今まで介護現場で勤務されてなかった高齢者の方に、その部分を担っていただくということにしております。

川端委員

この助手の制度は、いつからスタートして、この助手に当たる方の手当、費用、収入面はどんなふうになってますか。

廣瀨いきがい・とくしま回帰担当室長

介護助手の制度につきましては、他県にも既に、先行してされている例がありまして、それを参考に本県では29年度当初予算で予算を認めていただきまして、制度としては4月からスタートをし、5月頃、老人保健施設協議会をはじめ各団体に御説明をし、介護助手を受け入れていただける施設を今年度7月に12施設、決定をさせていただきました。その後、それぞれ12施設のほうで、介護助手として勤務をする希望を持たれている方に、事前説明会を1回ないし2回していただきまして、その後、個別面接、そして面接で施設と介護助手の雇用契約を結ばれた施設につきましては、本年11月から既に勤務を開始されていまして、来年の1月までの3か月間につきまして県のほうが助成措置を行います。助成措置の中身としましては、県のほうは介護助手の養成を各施設にお願いをするということで、研修していただいているという形を取りますので、研修に要する費用というような形で介護助手を雇われる場合に必要となる賃金の3分の2相当額を各施設に助成をさせていただいています。

あと、先ほど御説明しました事前の説明会を開催するに必要な経費であるとか、最終の 実績報告などの書類をそれぞれ提出いただきますので、そういった、もろもろの事務経費 にかかる費用につきましても若干の助成をさせていただいています。

なお、12施設全てではないですが、12施設でこの介護助手の導入に併せて、介護ロボットも導入して、労働環境の改善を図りたいという施設につきましては、介護ロボットにつきましても50万円を上限とした補助措置を取らせていただいています。

川端委員

具体的にどのくらいの手当が支給されることになるんですか。先ほどの各施設がその方に払った分の何パーセントということですか。

廣瀨いきがい・とくしま回帰担当室長

介護助手につきましては、県下一律、12施設統一で、時給850円の支給をお願いしております。その方々が、おおよそ週16時間程度の勤務ということで、各施設に標準的な例としてお示しをしておりまして、850円で週16時間、3か月ということになりますので、それで各介護助手に支給された賃金の3分の2を県が助成ということで3か月間、今のモデルですとおおよそ10万円、お一人当たり10万円少しという額を県のほうから助成するということになっております。

川端委員

今のところ,これモデル事業ですね。県単独で行っているということで,全国にもこういうようなことをやられている県はもう既にあるのですか。

廣瀨いきがい・とくしま回帰担当室長

平成27年度に三重県の老人保健施設協議会のほうが、県の地域医療介護総合確保基金を利用して、既にされている例を確認しております。そういったことで他県の老人保健施設協議会などでは、県からの補助金などを受けて、取り組まれている所があるように聞いております。

川端委員

老人保健施設協議会が県の委託を受けてやるということを今、おっしゃった。

廣瀬いきがい・とくしま回帰担当室長

三重県の場合ですと、老人保健施設協議会のほうが県に補助金申請をして、地域医療介護総合確保基金を財源とした県からの補助を受けて、老人保健施設協議会としてされています。本県の場合は県のほうが、基金は活用しておりますけども、直接に県事業として予算を組ませていただきまして、県社会福祉協議会のほうに事務の委託をして県社会福祉協議会を通じて様々な説明会等をさせていただいております。

川端委員

そうすると三重県と徳島県がそういうことを取り組んでいるということですね。徳島県 はこれからですけれども、全国的にはどんな状況なんですか。

廣瀬いきがい・とくしま回帰担当室長

平成27年度に三重県の老人保健施設協議会が、まず確認してる限りでは、一番早くされていますけれども、三重県の老人保健施設協議会の会長が、全国の老人保健施設協議会の会長をされているということで、平成27年度、三重県でうまくいったということで老人保健施設協議会のつながりの中で、他に確か、神奈川県であるとか、幾つかの県も、同じような取組をされていると聞いております。

川端委員

まだまだこれからの制度のようですね。是非,これ成果が上がりますように,しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

杉本委員長

ほかにありませんか。

(「なし」という者あり)

ないようです。以上で質疑を終わります。

これをもって,次世代人材育成·少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。 (11時 36分)